

第179回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成28年8月8日(月) 10:00~11:55
県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、大枝委員、本間委員、久保委員、
高田委員、川添委員、北澤委員、大森委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「(仮称)ドラッグストアモリ糸島浦志店」に係る新設届出について
- (2) 「スーパーセンタートライアル大刀洗店」に係る新設届出について
- (3) 「ミスターマックス粕屋店」に係る変更届出について
- (4) 「(仮称)ドラッグコスモス乙金店」に係る新設届出について
- (5) 「(仮称)ドラッグコスモス前原北店」に係る新設届出について
- (6) 「くすりのコーエイ大任町店」に係る新設届出について
- (7) 「(仮称)サンリブのおがた」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「(仮称)ドラッグストアモリ糸島浦志店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「スーパーセンタートライアル大刀洗店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「ミスターマックス粕屋店」の変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称)ドラッグコスモス乙金店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から荷さばき車輛の動線、遮音壁の高さ、緑化を行う場所について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (5) 「(仮称)ドラッグコスモス前原北店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から出入口の位置、店舗の前面道路が渋滞した場合の対応について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (6) 「くすりのコーエイ大任町店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から出入口No. 2の入庫、店舗から直近住居への距離について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (7) 「(仮称)サンリブのおがた」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。
委員から騒音予測地点Aについての騒音対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。